

## 町営農園「赤岩ふれあい農園」利用者募集！！

問合せ：環境経済課 農政担当 ☎991-1853

4月から利用希望する方は、3月1日(金)から15日(金)までが受付期間です。詳細は下記をご確認ください。土にふれ、人とふれあいながら、自分の手で好みの野菜を育ててみませんか！

### 農園の概要

- 名称・所在地/「赤岩ふれあい農園」・上赤岩959番地【赤岩農村センター隣(北側)】  
※水道、駐車場、トイレなし【赤岩農村センターの外水道(手洗い用)、駐車場を利用することができます。】
- 募集区画数/9区画【1区画20㎡(4m×5m)】(農園全体では20区画)  
※耕作に必要なもの(水、農機具等)は各自でご用意ください。
- 利用期間/平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで  
※年度途中からの申し込みでも3月31日までの利用となります。  
※申請により、1年ごとに更新することができます。ただし、原則連続して5年を超えることはできません。
- 対象/町内、町外在住者
- 使用料/年額6,000円(利用が1年に満たない場合は、月割り)

### 申請方法

利用申請は、毎月1～15日の間に町営農園利用許可申請書を提出してください。最終日が閉庁日と重なる場合、翌開庁日が提出期限となります。(農園の利用開始は、利用申請の翌月からです。)  
※許可申請書は環境経済課の窓口、町ホームページからダウンロードできますので利用を希望する本人が必要事項を記入の上、窓口を持参又は郵送にて期限に必着するよう提出してください。  
※原則、1世帯で1区画の申請となります(複数区画を希望の場合はご相談ください)。  
※利用区画の指定はできません。  
※申請が募集区画数を越えた場合は、町が抽選を行います。  
※利用状況(空き区画など)は、町ホームページで確認又は、担当までお問い合わせください。

### ご注意ください

- 次の場合などは、農園の利用の許可を取り消します。
- 不正な手段によって利用の許可を受けたとき
  - 営利を目的として農作物を栽培したとき
  - 他人に迷惑を及ぼす行為及び管理上支障となる行為をしたとき  
※上記以外であっても、条例又は規則等に違反したときも、利用の許可を取り消します。



## 引越しに伴う不燃ごみ等の処理について

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839

- 引越しに伴う多量の不燃ごみ等の処理には次の3つの方法があります。
- ①引越し業者等にすべて任せて処理する。
  - ②ビン、雑芥、ペットボトル、古紙・布は、いつも出しているごみステーションに少しずつ計画的に出す。  
粗大ごみは中間処理場に直接持ち込む、又は個別回収の電話予約(中間処理場)をし、収集してもらう。(毎月収集期間があります)。  
※収集日程等は配布されているごみ収集カレンダーをご参照ください。  
また、町ホームページからもご確認いただけます。
  - ③環境経済課の窓口で申請し、搬入許可証持参の上、町中間処分場に自ら持ち込み処理する。  
(許可証の発行には事情をお聞きする場合があります。)
- ※不燃ごみ等が分別されずに持ち込まれた場合は、受入ができないことがあります。なお、③については次のとおりです。



ごみの種類	費用	中間処理場の受付時間
粗大ごみ	有料	月から金曜日、第2・第4土曜日、第1・第3日曜日 いずれも8:30～16:00 ※祝日も受け付けます。
ビン、金属、雑芥・ペットボトル・古紙・布	無料 ※ごみはそれぞれ分別し持参してください。	

- 粗大ごみの予約受付  
中間処理場 松伏町築比地1303-1 ☎992-0531
- ごみに関する問合せ  
環境経済課 ☎991-1839